

ホームページへの掲載が必要な施設基準

医療 DX 推進体制及び質の高い診療を実施するための情報取得・活用体制について

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 受診した患者さんに対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

歯科外来における院内感染防止対策および医療安全対策について

- 院内感染防止対策を実施しています。
- 医療安全管理対策など、各種の医療安全に関する指針を備え、患者さんに安心して治療を受けていただくための十分な装置・器具を有しています。
- 緊急時は当院の診療科と連携して対応します。

後発医薬品及びバイオ後続品の使用体制と一般名処方について

- 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)及びバイオ後続品の使用及び導入に関する説明実施に積極的に取り組んでいます。
- 後発医薬品のある医薬品については一般名処方(特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方せんを発行すること)を行う場合があります。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。
- 医薬品の供給状況により患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性があります。その場合は、事前にご説明いたします。ご不明な点がありましたら医師または薬剤師にご相談ください。
- また、令和6年10月1日より患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で長期収載品(先発医薬品)の処方を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養」の対象となり、患者さんの負担になることがあります。

院内トリアージの実施について

- 夜間・休日時間帯において、院内トリアージを実施しています。
- 診療前に専門知識を有した看護師が症状をうかがい、患者さんの緊急度、重症度を判断し、より早期に治療を有する患者さんから優先して診療を行います。

コンタクトレンズ診療に係る費用について

- コンタクトレンズ検査料(I)の施設基準に適合する旨の届出を行っています。
- 初診料及び外来診療料 初診料：291点 外来診療料：76点
- 当院において、過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料76点

を算定します。

- コンタクトレンズ検査料(Ⅰ)：200点
- コンタクトレンズ診療を行う医師の氏名 松岡 美紀子 眼科診療経験 39年
- ご不明な点がございましたら説明いたしますのでお知らせください。

外来腫瘍化学療法診療体制について

- 患者さんからの電話等による緊急相談に専任の職員(医師、看護師、薬剤師)を院内に配置して24時間対応できる連絡体制を整えています。
- 急変時等の緊急時の入院体制を整えています。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

手術の施設基準に係る手術件数について(2025年1月から12月まで)

区分1	黄斑下手術	1件
区分2	靭帯断裂形成手術	6件
区分3	食道切除再建術	1件
区分4	胸腔鏡、腹腔鏡手術	143件
その他の区分	人工関節置換術	31件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26件
	経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの 22件 不安定狭心症に対するもの 3件 その他のもの 47件
	経皮的冠動脈ステント留置術	不安定狭心症に対するもの 8件 その他のもの 32件

厚生労働大臣が定める揭示事項

(1) 入院基本料に関する事項

S5病棟：1日に18人の看護職員が勤務しています。

看護師一人当たりの受け持ち数は

日勤(8時30分～17時15分)は4人以内です。

準夜(16時30分～1時15分)は14人以内です。

深夜(0時30分～9時15分)は14人以内です。

S4病棟：1日に24人の看護職員が勤務しています。

看護師一人当たりの受け持ち数は

日勤(8時30分～17時15分)は4人以内です。

準夜(16時30分～1時15分)は14人以内です。

深夜(0時30分～9時15分)は14人以内です。

地域包括ケア病棟：1日に14人の看護職員が勤務しています。

看護師一人当たりの受け持ち数は

日勤(8時30分～17時15分)は10人以内です。

準夜(16時30分～1時15分)は15人以内です。

深夜(0時30分～9時15分)は15人以内です。

K 4 病棟：1日に13人の看護職員が勤務しています。

看護師一人当たりの受け持ち数は

日勤(8時30分～17時15分)は5人以内です。

準夜(16時30分～1時15分)は21人以内です。

深夜(0時30分～9時15分)は21人以内です。

K 5 病棟：1日に13人の看護職員が勤務しています。

看護師一人当たりの受け持ち数は

日勤(8時30分～17時15分)は5人以内です。

準夜(16時30分～1時15分)は21人以内です。

深夜(0時30分～9時15分)は21人以内です。

ハイケアユニット：1日に3人の看護職員が勤務しています。

看護師一人当たりの受け持ち数は

日勤(8時30分～17時15分)は4人以内です。

準夜(16時30分～1時15分)は4人以内です。

深夜(0時30分～9時15分)は4人以内です。

(2) 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院

DPC 医療機関別係数：1.4732

基礎係数：1.0451

機能評価係数Ⅰ：0.3177

機能評価係数Ⅱ：0.0818

救急補正係数：0.0286

(3) 地方厚生局長への届出事項に関する事項

入院時食事療養について

入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。

療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

(4) 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

(5) 保険外負担に関する事項

保険外負担に関する内容は、当院ウェブサイトの「入院のご案内」ページをご参照ください。